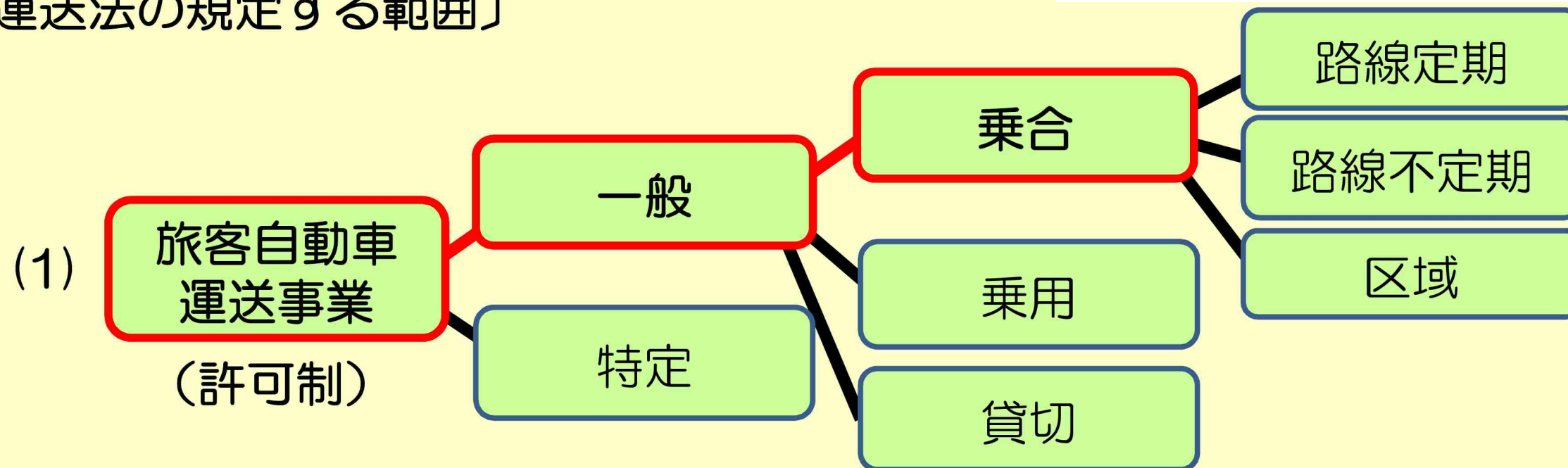


## 〔道路運送法の規定する範囲〕



- 2006年改正で本格化
- 2015年改正で主体の弾力化、利用者範囲拡大



## 〔道路運送法の規定範囲外〕

(3) 許可・登録を要しない輸送 (≡ いわゆる無償 / ボランティア輸送)



### (3) 無償（ボランティア）輸送の位置づけ 「許可・登録を要しない輸送」とは

#### ◎無償輸送（ボランティア輸送）と事業法の関係

- ➔ 輸送の対価を受け取らない、いわゆる無償輸送（ボランティア輸送）は、有償の運送を対象とする道路運送法の適用範囲外
- ➔ このため有償運送に求められる許可／登録が不要であり、「許可・登録を要しない輸送」と称される

#### ◎「対価を受け取らない」の範囲

（何処までなら無償とされるか／どこからが許可・登録を要する有償輸送とされるのか）

- ➔ 従来より「燃料代、道路通行料、駐車代」については収受可能だが、それ以外のものを受け取る場合には有償とする、という整理

- ◆ 受け取っても対価に当たらない範囲について、改めて整理して公表
- ◆ 自治体から車両の貸与（or 同等の支援）を受け取る形でサービスを提供することの容認などの要件についても明確化

#### ◎許可・登録を要しない輸送の課題

- ➔ 道路運送法の適用外であるため、責任関係が不明確で保障がない。これを補完するための保険制度等も不十分であるなど不備が多い。